

共同住宅等京田辺市によるごみ収集新規開始申請書

年 月 日

申請者 住所

名称

担当者

印

下記建物について誓約事項を遵守しますので、京田辺市によるごみ収集を申請します。

建 物 名			
所 在 地			
所有者	氏名		
	住所		
用 途	<input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()		戸 数
	<input type="checkbox"/> 単身者向 <input type="checkbox"/> ファミリー向 <input type="checkbox"/> その他 ()		戸
収集開始 希 望 日	年 月 日 ~		※申請日より1週間以上の 期間が必要です。
ごみ集積場 の管理方法	清掃頻度	<input type="checkbox"/> 週 回 <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	清掃者	<input type="checkbox"/> 清掃会社 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 住民 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	分別できていないごみの対応策は 		
ごみの出し方 住民への 周知方法			
建物の位置図		ごみ集積場配置図	
ごみ収集に関する問い合わせ先 (管理会社等)			
名 称		担当者	
所 在 地			
電 話 番 号			
誓約事項			
<input type="checkbox"/> 1 ごみは必ず分別した上でごみ集積場に排出します。 <input type="checkbox"/> 2 ごみの減量や分別に努め、新聞などの紙類についてリサイクルします。 <input type="checkbox"/> 3 建物利用者（住民）にごみ出しマナーを守ってもらうよう努めます。 <input type="checkbox"/> 4 ごみ集積場前を清潔にし、車両の放置などを防ぎ、収集に支障をきたさないようにします。			

※誓約事が守られない場合は、京田辺市による収集が中止となる場合があります。

その場合は、民間の廃棄物処理業者を利用し、ごみ処理をしていただくことになります。

記入例

共同住宅等京田辺市によるごみ収集新規開始申請書

年 月 日

申請者

住所

管理会社など

名称

担当者

印

下記建物について誓約事項を遵守しますので、京田辺市によるごみ収集を申請します。

建 物 名	マンション メゾン・ド・かんなび園 2番館		
所 在 地	京田辺市田辺〇〇番地1		
所有者	氏名	オーナー、所有者の方 (住民と賃貸契約している方)	
	住所		
用 途	<input type="checkbox"/> 分譲 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> その他 ()	戸 数	
	<input checked="" type="checkbox"/> 単身者向 <input type="checkbox"/> ファミリー向 <input type="checkbox"/> その他 ()	〇〇戸	
収集開始 希 望 日	〇年〇月〇日～	※申請日より1週間以上の 期間が必要です。	
ごみ集積場 の管理方法	清掃頻度	<input checked="" type="checkbox"/> 週〇回 <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 不定期 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	清掃者	<input checked="" type="checkbox"/> 清掃会社 <input type="checkbox"/> 管理人 <input type="checkbox"/> 住民 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	分別できていないごみの対応策は 清掃業者が袋を開けて分別し直し、ごみ集積場に戻している。 など		
ごみの出し方 住民への 周知方法	入居時に分別方法を指導している。 ごみカレンダーを配布 張り紙、ポスター等で指導している。 など		
建物の位置図		ごみ集積場配置図	
ごみ収集に関する問い合わせ先 (管理会社等)			
名 称	〇〇管理	担当者	〇〇
所 在 地	京田辺市田辺〇〇		
電話 番 号	0120-12-345		
誓約事項			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 ごみは必ず分別した上でごみ集積場に排出します。 <input checked="" type="checkbox"/> 2 ごみの減量や分別に努め、新聞などの紙類についてリサイクルします。 <input checked="" type="checkbox"/> 3 建物利用者（住民）にごみ出しマナーを守ってもらうよう努めます。 <input checked="" type="checkbox"/> 4 ごみ集積場前を清潔にし、車両の放置などを防ぎ、収集に支障をきたさないようにします。			

※誓約事が守られない場合は、京田辺市による収集が中止となる場合があります。

その場合は、民間の廃棄物処理業者を利用し、ごみ処理をしていただくことになります。